

省エネ適合性判定業務料金表

・モデル建物法

延べ面積(m ²)	用途種別(別表1による)料金(円・税込)		
	A種	B種	C種
2,000 m ² 未満	90,000 円	72,000 円	135,000 円
2,000 m ² ～3,000 m ² 未満	108,000 円	90,000 円	180,000 円
3,000 m ² ～4,000 m ² 未満	135,000 円	108,000 円	207,000 円
4,000 m ² ～5,000 m ² 未満	162,000 円	126,000 円	234,000 円
5,000 m ² ～10,000 m ² 未満	198,000 円	153,000 円	270,000 円
10,000 m ² ～20,000 m ² 未満	234,000 円	180,000 円	315,000 円
20,000 m ² ～50,000 m ² 未満	288,000 円	216,000 円	360,000 円
50,000 m ² ～100,000 m ² 未満	351,000 円	270,000 円	450,000 円
100,000 m ² ～200,000 m ² 未満	432,000 円	342,000 円	585,000 円
200,000 m ² ～	540,000 円	432,000 円	810,000 円

・標準入力法(主要室入力法を含む)

延べ面積(m ²)	用途種別(別表1による)料金(円・税込)		
	A種	B種	C種
2,000 m ² 未満	162,000 円	144,000 円	270,000 円
2,000 m ² ～3,000 m ² 未満	198,000 円	180,000 円	315,000 円
3,000 m ² ～4,000 m ² 未満	234,000 円	207,000 円	360,000 円
4,000 m ² ～5,000 m ² 未満	270,000 円	234,000 円	405,000 円
5,000 m ² ～10,000 m ² 未満	315,000 円	270,000 円	468,000 円
10,000 m ² ～20,000 m ² 未満	360,000 円	315,000 円	540,000 円
20,000 m ² ～50,000 m ² 未満	432,000 円	360,000 円	630,000 円
50,000 m ² ～100,000 m ² 未満	540,000 円	450,000 円	765,000 円
100,000 m ² ～200,000 m ² 未満	675,000 円	585,000 円	990,000 円
200,000 m ² ～	855,000 円	720,000 円	1,305,000 円

※注意事項

1. A種、B種、C種の用途種別については別表1による。
2. 一の棟に用途種別が複数ある場合、用途種別ごとの当該面積で料金を算出し、その最も大きな料金となる(同じ料金の場合は、高い料金種別)用途種別を適用して建物全体の延べ面積で料金を算定する。

3. 複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合、非住宅部分により料金を算定する。なお、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として 10,000 円(税込)×送付対象棟数を徴収する。
4. 計画変更の料金は当初適用された料金の 10 分の 6 の額とする。ただし、次の場合は上表の料金とする。
 - ・モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更して申請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
5. 軽微な変更(軽微変更ルート A)は、当初料金の 10 分の 2 の額とする。
6. 軽微な変更(軽微変更ルート B)は、当初料金の 10 分の 3 の額とする。
7. 軽微変更該当証明書の申請(軽微変更ルート C)は、当初料金の 10 分の 5 の額とする。
8. 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を算定する。ただし、既存部分の BEI にデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。
9. 上表に定める評価方法以外の方法による場合は別途見積もりとする。

別表 1 用途種別

確認申請書第四面に記載する用途コードにより以下の種別とする。

種別	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途
A 種	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
	08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店	
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業所の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業所の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	

A 種		又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
B 種	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08410	自動車教習所
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
C 種	08140	図書館その他これらに類するもの
	08150	博物館その他これらに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
	08190	助産所
	08210	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場

C種	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗 その他これらに類するもの
対象外	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
要相談	08990	その他